

# 山江村の小中学校における 働き方改革推進プラン

(山江村立学校の教育職員に関する  
業務管理・健康確保措置実施計画)

令和8年(2026年)3月(改訂)  
山江村教育委員会

## 目次

1. はじめに	1
2. 目的	1
3. 時間外在校等時間の上限	2
4. プランの計画期間	2
5. 基本方針	2
6. 山江村教育委員会の取組	2
7. 評価指標	5
8. 働き方改革の推進体制、進捗管理	6
※ 働き方改革取組チェックシート	7
※ 山江村立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則	8

## 1.はじめに

「夢を叶える山江村教育プラン」のもと、山江村に誇りを持ち、夢ある教育を実現し、児童生徒の確かな学力、豊かな心、健やかな身体を育成するためには、子供たちと向き合う教職員の心身の健康が保たなければならない。

現在、社会が急速に変化する中で、学校を取りまく課題は、より複雑化・困難化し、教職員の長時間勤務が大きな問題となっている。山江村の子供たちに、より質の高い教育を提供していくためにも、教職員の長時間労働の是正等、学校における働き方改革は喫緊の課題である。

平成31年1月、中央教育審議会の答申において、学校における働き方改革の総合的な方策が示され、同年3月の文部科学省事務次官通知において、市町村立学校の服務監督権者として、域内の学校における働き方改革に係る方針・計画等を示すこととなっている。

そこで、本村では、保護者や地域の方々等の理解・協力を得ながら、教育委員会と学校が一体となって学校現場の働き方改革に取り組み、子供たちの充実した学びと教職員のワーク・ライフ・バランスの両立を目的として、「山江村の小中学校における働き方改革推進プラン」を策定し令和5年4月から施行した。

その後、公立の義務教育学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本プランの一部を改正することとした。

## 2.目的

「夢を叶える山江村教育プラン」を推進していくために、教職員が心身ともに健康でワーク・ライフ・バランスを実現しながら、子供たちと向き合う時間を確保し、やりがいを持って効果的な教育活動を持続的に行うことができる環境の実現を目指す。

## 3.時間外在校等時間の上限

「山江村立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」による時間外在校等時間の上限に基づき、目標を設定する。

- 1箇月について45時間

(1年間における1か月の時間外在校時間の平均を30時間程度)

○ 1年について360時間

	月 45 時間以内	月 45 時間以上	月 80 時間以上	年間 360 時間 以内
令和 6 年度	78.5%	21.9%	4.6%	50.%
目 標	100%	0%	0%	100%

#### 4.プランの計画期間

本プランの計画期間は、令和8年度から令和11年度までの間とする。

#### 5.基本方針

- (1) 勤務時間の適正管理
- (2) 教職員の意識改革
- (3) 人材の確保・活用
- (4) 業務の削減・効率化
- (5) 保護者、地域の理解促進
- (6) 教職員の健康サポート

#### 6.山江村教育委員会の主な取組（業務量管理・健康確保措置の内容）

##### (1) 勤務時間の適正管理

###### ①時間外在校等時間の上限の策定

教職員の健康及び福祉の確保を図るために、時間外在校時間の上限を定め、業務量の適切な管理を行う。

###### ②勤務時間管理のシステム化による適正管理

勤務時間の客観的な把握を行うために、支援システム（ミライム）を利用し、教職員の入力作業の削減（集計作業を含む）を図るとともに、教職員自らの自己管理意識の向上を目指す。

##### (2) 教職員の意識改革

###### ①村内校長会議及び山江村教育研究会（育ち部会）における会議・研修の充実

学校評価に業務改善や教職員の働き方に関する評価項目を設定し、教育委員会と学校が情報を共有しながら、課題を共有し、具体的な改善方法を検討し、働

き方改革を推進する。

## ②夏季休業日における学校閉庁日の設定

夏季休業中の8月13日から15日までの3日間、業務を行わない学校閉庁日を設定するとともに、定時退勤推進日の設定や教職員の休暇取得促進により、ワーク・ライフ・バランスの適正化を目指す。

## (3) 人材の確保・活用

### ①教職員の配置拡充の検討

複数での指導体制を整えることで、各学校の特性を生かした協力体制を強化して、一人で課題を抱え込まない環境や休暇を取得しやすい環境を構築し、教職員の配置拡充を検討する。

### ②専門的人材等の活用拡充

各学校に教員業務支援員、学習支援員、ICT支援員、地域学校協働活動推進員、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を配置するとともに、地域学校協働活動を推奨し、学校の負担軽減を図る。

## (4) 業務の削減・効率化

### ①ICT活用による業務の効率化

ICT教育を推進し、活用環境を整備するとともに、ICT支援員を配置し、授業の充実・効率化及び業務の効率化を図る。

#### a. ICTを活用した授業の効率化

- ・教材、資料の共有化
- ・デジタル教材の活用

#### b. ICTを活用した情報共有・会議等のペーパーレス化・文書管理

- ・グループウェア（ミライム）の活用
- ・クラウドベースの共有ドライブの活用
- ・各種アンケートのデジタル化
- ・電子掲示板の活用

### ②校務支援システムの導入

校務支援システム（スズキ校務）を導入し、指導要録、成績処理、出席簿、通知表、保健管理、欠席連絡等、より広範囲に運用し、校務処理の効率化を図る。

### ③学校行事・学校運営の見直し・検討

学校行事の見直しや山江村の特色ある教育を充実・発展させていくための適正

な教育課程の編成を行う。

a. 総授業時数の適正化

年度当初に、年間総授業時数や週当たり授業時数についての適正化を図る。

b. 中学校部活動等の在り方の検討（R8 4月からは、土、日の部活動は完全地域移行とする。）

c. 電話連絡時間帯の徹底（欠席連絡は、通信アプリのキューベルで対応）

d. 学校行事の精選

e. 家庭訪問等の在り方の検討

(5) 保護者、地域の理解促進

① 各種団体の行事等の効果的な開催

学校の負担軽減を目指し、既存の行事・会議等の開催の方法や場所、時間などを常に見直し、改善する。

② 地域学校協働活動と連動した学校運営協議会における理解促進

地域学校協働活動学校と連動した学校運営協議会において、学校運営及び学習活動や体験活動をサポートしながら、学校の負担軽減への積極的理解を促す。

(6) 教職員の健康サポート

① 学校医に精神科専門のドクターを配置（R7より）

医師による面接指導の充実、ストレスチェック等、教職員の健康リスクの把握に努め、労働安全衛生法に基づく医師による面接指導を確実に実施する。

② 総括安全衛生委員会の開催

職員の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するために、総括安全衛生委員会を開催する。

## 7.評価指標

方針	項目	指標	現状	評価
(1) 勤務時間の適正管理	月の時間外在校時間が45時間以内の教職員の割合	100%	<u>78.5%</u>	
	年の時間外在校時間が360時間以内の教職員の割合	100%	<u>50.0%</u>	
(2) 教職員の意識改革	学校閉庁日を3日以上設定	5日以上	8/11～15	
	定時退勤推進日の設定	週に1回	設定済み	
	年次有給休暇の取得日数	15日/年以上	<u>13.5日/年</u> (R6)	
	学校評価への項目設定	必ず設定	設定	
(3) 人材の確保・活用	教職員の配置拡充	可能な限り配置		
	専門的人材等の活用	可能な限り配置	学習支援員 ICT支援員 協働活動推進員 SSW・SC、教員 業務支援員等	
(4) 業務の削減・効率化	ICT環境整備	毎年見直し	12月に見直し	
	校務支援システムの導入	毎年見直し	12月に見直し	
	教育課程の適切な編成	毎年見直し	2月に見直し	
(5) 保護者等の理解促進	学校運営協議会における理解促進と学校支援の充実	学校運営協議会での報告	2月に報告	
(6) 教職員の健康サポート	ストレスチェックによる健康リスクの把握	前年度より減少	毎年実施	

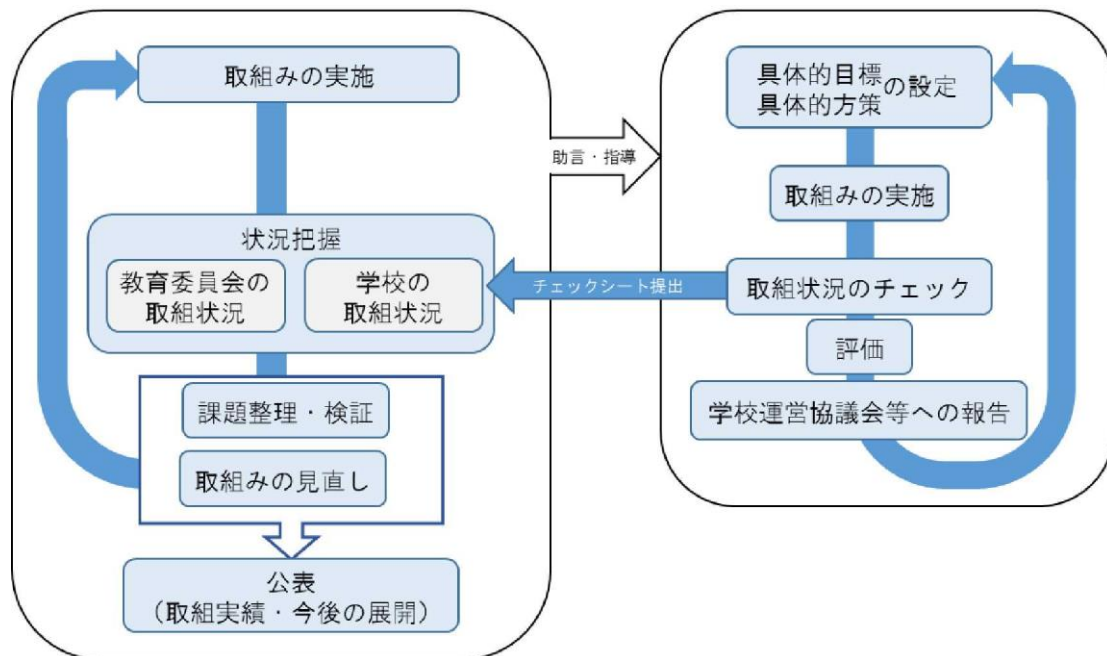
## 8.働き方改革の推進体制、進捗管理

### (1) 推進体制

山江村委員会、学校、保護者、地域等が連携、協力して、学校における働き方改革を推進する。

### (2) 進捗管理

- 山江村教育委員会は、「山江村教育委員会の取組」の項目等を実施する。教育委員会と学校の取組の実績及び課題を整理・検証し、今後の展開と併せて公表する。また、取組の過程において必要な場合は学校に助言・指導を行う。
- 学校は、学校評価の評価項目にそれぞれの現状に合わせた具体的目標と具体的方策を設定し、全職員の共通理解を図り、アイデアを引き出しながら取組を進める。取組後はチェックシートによるセルフチェックを行い、チェックシートを教育委員会に提出する。また、評価を実施し、その結果を第三者である学校運営協議会、PTA総会等に報告する。
- 山江村教育委員会は、学校の進捗管理を行う。



山江村働き方改革チェックシート(R8年度版)

方針	No	取組内容	
①勤務時間の適正管理等	1	勤務時間管理システムによる勤務時間の適正管理及び自己管理	
	2	勤務時間の割振りに関する検討の実施	
	3	在校時間の計測、休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法等の遵守	
	4	時間外在校等時間の上限時間を超えた場合の振り返り	
②教職員の意識改革	5	職員全体の働き方改革の意識を高めるための場の設定(校内研修など)	
	6	年次有給休暇15日以上の取得促進 ★	
	7	学校閉庁日の設定(3日) ★	
	8	定時退勤推進日の設定 ★	
	9	学校評価に業務改善や教職員の働き方に関する評価項目を設定及び全職員への周知 ★	
	10	教職員のアイデアを活かした改革の推進	
③人材の確保・活用	11	ボランティアの活用(登下校の見守り、読み聞かせ、給食指導員、清掃、業務支援など)	
	12	地域人材の活用	
	13	スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの活用 ★	
	14	専門的人材の活用(教職員の負担軽減に繋がる業務を担う人材) ★	
	15	若手教員等のサポート	
④業務の削減・効率化	16	ICTを活用した会議・研修の効率化(ミライム、	
	17	ICTを活用した教材や資料の共有化(授業準備の負担軽減)	
	18	校務支援システムの活用(指導要録、成績処理、出席簿、通知表、保健管理、欠席連絡等、ゆうnet) ★	
	19	電話連絡時間帯の設定やアプリを活用した時間外対応	
	20	学校行事の精選・見直し	
	21	分掌事務のマニュアル化	
	22	部活動指針・部活動方針に沿った活動時間や休養日確保	
	23	特定の教職員に負担がかからない工夫(業務の平準化)	
⑤保護者等の理解促進	24	働き方改革の取組に関する保護者向け協力依頼文書の発出	
	25	保護者への学校情報の積極的な提供	
	26	学校運営協議会やPTA総会等における働き方改革取組状況の報告 ★	
⑥教職員の健康サポート	27	公立学校共済組合が実施するメンタルヘルス相談・メンタルケアサポートの周知	
	28	衛生委員会の活性化、労働安全衛生法の周知 ★	

○山江村立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則

令和2年8月25日  
教委規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年条例第81号)第7条の規定に基づき、山江村立学校の教育職員(以下「教育職員」という。)のサービスを監督する山江村教育委員会(以下「委員会」という。)が、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を講ずるに当たり、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 在校等時間 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第7条第1項に規定する指針に定める在校等時間をいう。
- (2) 時間外在校等時間 教育職員の在校等時間から所定の勤務時間(山江村職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第5号)第9条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日(それぞれ同条例第10条第1項の規定により当該教育職員が特に勤務することを命ぜられた日を除く。)並びに同項に規定する代休日以外の日における当該教育職員の正規の勤務時間をいう。次条第2項において同じ。)を除いた時間をいう。

(時間外在校等時間の上限)

第3条 委員会は、時間外在校等時間を次に定める時間の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

- (1) 1箇月について45時間
- (2) 1年について360時間

2 前項の規定にかかわらず、児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、教育職員が一時的又は突発的に所定の勤務時間以外の時間に業務を行わざるを得ない場合には、委員会は、時間外在校等時間を1箇月について100時間未満及び1年について720時間の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。この場合において、委員会は、時間外在校等時間について、次に定める要件を満たすものとするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

- (1) 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間について時間外在校等時間の1箇月当たりの平均時間が80時間を超えないこと。
- (2) 1年のうち1箇月について時間外在校等時間が45時間を超える月数が6箇月を超えないこと。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を講ずるに当たり必要な事項については、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年9月1日から施行する。